

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 警備業の認定等（第3条—第13条）
- 第3章 警備業務（第14条）
- 第4章 教育等
 - 第1節 教育（第15条—第23条）
 - 第2節 検定（第24条—第30条）
 - 第3節 検定合格者審査（第31条・第32条）
- 第5章 機械警備業（第33条—第41条）
- 第6章 監督（第42条—第46条）
- 第7章 台帳等の整備（第47条—第49条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）、警備業法施行令（昭和57年政令第308号）、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「府令」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）及び警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号。以下「細則」という。）の規定に基づく警備業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 この訓令に定めるもののほか、警備業に関する事務の処理に係る基本的な取扱いについては、別に定める基本処理要領（以下「基本通達」という。）によるものとする。

（申請等の受理）

第2条 署長は、警備業に関する事務に係る申請書、届出書その他これらに類する書類（以下「申請書等」という。）の提出を受けたときは、基本通達に規定する申請等受理状況等審査管理簿（以下「申請等管理簿」という。）に必要事項を記載してその受理状況を明らかにするものとする。この場合において、次の各号に掲げる申請書等の提出を受けたとき

は、それぞれ当該各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 第47条第1項の表の左欄に掲げる申請書等 許可事務指導室長に当該申請書等の提出を受けた旨を連絡すること。

(2) 第47条第2項各号に掲げる申請書等 同項の規定により備え付ける警備業者別申請等受理番号簿により当該申請書等に係る受理番号を取得し、申請等管理簿の許可等番号欄及び当該申請書等の受理番号欄に記載すること。

2 許可事務指導室長は、前項第1号の規定により申請書等の提出を受けた旨の連絡を受けたときは、当該申請書等の種別に応じて第47条第1項の規定により備え付ける簿冊により当該申請書等に係る受理番号を取得し、速やかに当該署長に連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた署長は、当該受理番号を申請等管理簿の許可等番号欄及び当該申請書等の受理番号欄に記載するものとする。

第2章 警備業の認定等

(認定に係る調査等)

第3条 署長は、府令第3条第1項に規定する認定申請書（以下この条、第5条及び第47条において単に「認定申請書」という。）の提出を受けたときは、速やかに当該認定申請書及び添付書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長へ送付するものとする。

2 許可事務指導室長は、前項の書類の写しの送付を受けたときは、速やかに警備業認定等調査書（別記様式第1号。以下「認定等調査書」という。）により、法第4条の認定（以下この条から第5条までにおいて単に「認定」という。）に係る調査を行うものとする。

3 許可事務指導室長は、前項の調査を行ったときは、警備業認定（更新）上申書（別記様式第2号）に、第1項の規定により送付された書類及び認定等調査書その他関係書類を添えて、生活安全部長に認定の上申をするものとする。

(認定の審査等)

第4条 生活安全部長は、前条の規定により上申を受けた警備業認定（更新）上申書等に基づき必要な審査を行い、法第3条各号のいずれにも該当しないと認めるときは認定をし、同条各号のいずれかに該当すると認めるときは当該上申書等に意見を付した書面を添えて、公安委員会に不認定の上申をするものとする。

(認定の通知及び不認定通知書の交付)

第5条 許可事務指導室長は、生活安全部長が認定をしたときは認定の番号、認定をした公安委員会及び有効期間（以下「認定番号等」という。）を当該認定申請書の提出を受けた署長に通知するものとする。

- 2 署長は、前項の通知を受けたときは、速やかに認定申請書を提出した者（以下この条において「申請者」という。）に認定番号等を電話により通知するものとする。この場合において、通知した内容を徳島県警察公文書管理規程（令和6年徳島県警察本部訓令第16号）第13条に規定する電話発（受）信紙に記録するものとする。
- 3 許可事務指導室長は、公安委員会が認定をしないときは細則第2条に規定する不認定通知書を作成し、当該認定申請書の提出を受けた署長を経由して速やかに申請者に交付するものとする。
- 4 前項の場合において、署長は同項の不認定通知書を交付するときは、受領書（別記様式第3号）を徴し、許可事務指導室長に送付するものとする。

第6条 削除

（認定の有効期間の更新）

第7条 署長は、府令第3条第1項に規定する認定更新申請書（以下単に「認定更新申請書」という。）の提出を受けたときは、速やかに当該認定更新申請書及び添付書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長へ送付するものとする。

- 2 許可事務指導室長は、前項の書類の写しの送付を受けたときは、速やかに認定等調査書により法第7条第1項に規定する認定の有効期間の更新（以下この条において「更新」という。）に係る調査を行うものとする。
- 3 許可事務指導室長は、前項の調査を行ったときは、警備業認定（更新）上申書に、第1項の規定により送付された書類及び認定等調査書その他関係書類を添えて、生活安全部長に更新の上申をするものとする。
- 4 第4条の規定は認定の更新の審査等について、第5条の規定は認定の更新及び細則第2条に規定する認定不更新通知書の交付について準用する。この場合において、第5条中「不認定通知書」とあるのは、「認定不更新通知書」と読み替えるものとする。

（営業所の届出等）

第8条 署長は、府令第11条第1項に規定する営業所設置等届出書（以下単に「営業所設置等届出書」という。）の提出を受けたときは、速やかに認定等調査書により必要な調査を実施し、その結果等に基づき法第9条に規定する営業所の設置又は警備業務の実施に係る届出の確認を行うものとする。

- 2 署長は、前項の確認を行ったときは、営業所設置等届出受理通知書（別記様式第4号）に、当該営業所設置等届出書及びその添付書類、認定等調査書その他関係書類のそれぞれの写しを添えて、許可事務指導室長に送付するものとする。

(廃止の届出)

第9条 署長は、府令第15条第1項に規定する警備業廃止届出書の提出を受けたときは、警備業を廃止する事由を確認の上、当該警備業廃止届出書の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

(変更の届出)

第10条 署長は、府令第17条第1項に規定する法第11条第1項変更届出書（次項において「変更届出書」という。）の提出を受けたときは、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める調査又は確認をするものとする。

- (1) 法第5条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事項の変更 認定等調査書による当該事項の変更に係る調査
- (2) 法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更 当該事項の変更に係る確認及び当該確認に係る調査（署長が必要と認める場合に限る。）

2 署長は、前項の調査又は確認を行ったときは、変更届出受理通知書（別記様式第5号）に、当該変更届出書及びその添付書類、当該調査又は確認に係る書類（同項第1号の調査にあつては認定等調査書、同項第2号の確認にあつては当該確認に係る調査結果（調査を実施した場合に限る。））その他関係書類のそれぞれの写しを添えて、許可事務指導室長に送付するものとする。

第11条 削除

(法第9条第3号に掲げる事項の変更の届出)

第12条 第10条の規定は、府令第21条第1項に規定する法第11条第3項変更届出書の提出を受けた場合における調査又は確認及び許可事務指導室長への関係書類の送付について準用する。この場合において、第10条第1項第1号中「法第5条第1項第1号、第3号及び第4号」とあるのは「府令第12条第3号」と、同項第2号中「法第5条第1項第2号」とあるのは「府令第12条第1号及び第2号」と読み替えるものとする。

2 署長は、府令第21条第1項に規定する都道府県内廃止届出書の提出を受けたときは、警備業務を行わないこととなった事由を確認の上、当該都道府県内廃止届出書の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

(死亡等の届出)

第13条 署長は、府令第25条第1項に規定する法第12条届出書の提出を受けたときは、法第12条届出受理通知書（別記様式第6号）に当該法第12条届出書の写しを添えて、許可事務指導室長に送付するものとする。

第3章 警備業務

(服装及び護身用具の届出等)

第14条 署長は、府令第28条第1項に規定する服装届出書又は護身用具届出書の提出を受けたときは、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める調査書（以下この条において「服装届出等調査書」という。）により必要な調査を実施し、その結果に基づき当該届出に係る確認を行うものとする。

- (1) 法第16条第2項の規定による服装の届出 服装届出（変更）受理調査書（別記様式第7号）
- (2) 法第17条第2項の規定において準用する法第16条第2項の規定による護身用具の届出 護身用具届出（変更）受理調査書（別記様式第8号）

2 署長は、前項の確認を行ったときは、当該確認に係る届出書及びその添付書類、服装届出等調査書その他関係書類のそれぞれの写し（添付書類のうち、府令第30条に規定する写真にあっては、原本）を許可事務指導室長に送付するものとする。

3 前2項の規定は、法第16条第3項において準用する法第11条第1項の規定による服装について届け出るべき事項の変更及び法第17条第2項において準用する法第11条第1項の規定による護身用具の届出に係る事項の変更について準用する。この場合において、第1項中「府令第28条第1項に規定する服装届出書又は護身用具届出書」とあるのは「府令第32条第1項に規定する服装・護身用具変更届出書」と読み替えるものとする。

第4章 教育等

第1節 教育

(警備員指導教育責任者講習受講申込書の受理)

第15条 署長は、講習規則第4条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出を受けたときは、法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「指導教育責任者講習」という。）の実施年月日、場所その他必要事項を当該受講申込書を提出した者に通知するとともに、速やかに当該受講申込書及びその添付書類その他関係書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

(警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付等)

第16条 講習規則第7条第1項に規定する指導教育責任者講習の課程を修了した者とは、生活安全部長が実施する講習規則第5条第2項に規定する修了考査（次条において単に「修了考査」という。）に合格した者（次項において「合格者」という。）とするものとする。

- 2 許可事務指導室長は、生活安全部長が合格者を決定したときは、速やかに当該合格者の氏名を公安委員会の掲示板に公示するとともに、講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者講習修了証明書」という。）を作成し、当該合格者に交付するものとする。
- 3 署長は、講習規則第7条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書（以下この条において「再交付申請書」という。）の提出を受けたときは、指導教育責任者講習修了証明書の再交付を申請する事由を確認するとともに、必要と認めるときは当該事由の確認に係る調査を実施の上、当該再交付申請書、当該調査の実施結果（調査を実施した場合に限る。）その他関係書類のそれぞれの写しに意見を付した書面を添えて、許可事務指導室長に送付するものとする。
- 4 許可事務指導室長は、前項の書類の写しの送付を受けたときは、速やかに必要な審査を行い、指導教育責任者講習修了証明書の再交付をすることが適当であると認めるときは、新たな指導教育責任者講習修了証明書を作成し、当該署長を経由して速やかに再交付申請書を提出した者に交付するものとする。

（警備員指導教育責任者講習の停止等）

第17条 生活安全部長は、偽りその他不正の手段により指導教育責任者講習を受け、又は受けようとした者に対しては、その講習を停止し、又は修了考査の合格の決定を取り消すことができる。

- 2 許可事務指導室長は、前項の規定により修了考査の合格が取り消されたときは、当該合格が取り消された者に対して、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 指導教育責任者講習修了証明書を交付していない場合 講習修了証明書不交付通知書（別記様式第9号）を作成し、これを通知すること。

(2) 指導教育責任者講習修了証明書を交付している場合 講習修了証明書返納要求書（別記様式第10号）を作成し、これを通知するとともに、交付している指導教育責任者講習修了証明書の返納を求めること。

- 3 許可事務指導室長は、第1項の規定により修了考査の合格が取り消されたときは、その旨を公安委員会の掲示板に公示するものとする。

（警備員指導教育責任者資格者証の交付に係る調査等）

第18条 署長は、府令第42条第1項に規定する警備員指導教育責任者資格者証交付申請書（以下「指導教育責任者資格者証交付申請書」という。）の提出を受けたときは、速やか

に当該指導教育責任者資格者証交付申請書及び添付書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長へ送付するものとする。

- 2 許可事務指導室長は、前項の書類の写しの送付を受けたときは、速やかに認定等調査書により法第22条第2項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付に係る調査を行うものとする。

(警備員指導教育責任者資格者証の交付に係る審査等)

第19条 許可事務指導室長は、前条第2項の調査に基づき必要な審査を行い、その結果、法第22条第4項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、府令第41条に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「指導教育責任者資格者証」という。）を作成し、当該指導教育責任者資格者証交付申請書の提出を受けた署長を経由して速やかに指導教育責任者資格者証交付申請書を提出した者（次条において「申請者」という。）に交付するものとする。

(警備員指導教育責任者資格者証の不交付に係る上申等)

第20条 許可事務指導室長は、前条の審査の結果、法第22条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該審査を行った書類に意見を付した書面を添えて、生活安全部長に指導教育責任者資格者証の不交付の上申をするものとする。

- 2 許可事務指導室長は、生活安全部長が指導教育責任者資格者証の交付を行わないこととしたときは、細則第7条に規定する資格者証不交付通知書を作成し、当該指導教育責任者資格者証交付申請書の提出を受けた署長を経由して速やかに申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、署長は同項の資格者証不交付通知書を交付するときは、受領書を徴し、許可事務指導室長に送付するものとする。

(警備員指導教育責任者の兼任の承認)

第21条 府令第39条第3項の規定による承認（以下この条において単に「承認」という。）の申請は、原則として専任の指導教育責任者（法第22条第1項に規定する警備員指導教育責任者をいう。以下同じ。）を選任しないこととする営業所の所在地を管轄する署長を経由して行わせるものとする。

- 2 署長は、承認の申請を受けるときは、警備員指導教育責任者兼任承認申請書（別記様式第12号）及び専任の指導教育責任者を選任することを要しないことを疎明する資料（以下この条において「疎明資料」という。）の提出を求めるものとする。
- 3 署長は、警備員指導教育責任者兼任承認申請書及び疎明資料の提出を受けたときは、当

該承認の申請に係る事由を確認するとともに、必要と認めるときは、当該事由の確認に係る調査を実施し、警備員指導教育責任者兼任承認申請上申書（別記様式第13号）に、当該警備員指導教育責任者兼任承認申請書及び疎明資料、当該調査の実施結果（調査を実施した場合に限る。）その他関係書類のそれぞれの写しを添えて、許可事務指導室長を経由して生活安全部長に承認の上申をするものとする。

4 許可事務指導室長は、生活安全部長が承認をしたときは警備員指導教育責任者兼任承認通知書（別記様式第14号）を、承認をしなかったときは警備員指導教育責任者兼任不承認通知書（別記様式第15号）を作成し、当該署長を経由して速やかに当該警備員指導教育責任者兼任承認申請書を提出した者に交付するものとする。

5 前項の場合において、署長は警備員指導教育責任者兼任不承認通知書を交付するときは、受領書を徴し、許可事務指導室長に送付するものとする。

（警備員指導教育責任者資格者証の書換え及び再交付）

第22条 署長は、府令第43条第1項に規定する警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書（以下この条において「書換え申請書」という。）及び指導教育責任者資格者証の提出を受けたときは、指導教育責任者資格者証の書換えを申請する事由を確認するとともに、必要と認めるときは、当該事由の確認に係る調査を実施の上、当該書換え申請書及びその添付書類、提出を受けた指導教育責任者資格者証、当該調査の実施結果（調査を実施した場合に限る。）その他関係書類のそれぞれの写しに意見を付した書面を添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

2 許可事務指導室長は、前項の規定により送付を受けた書換え申請書の写し等に基づき必要な審査を行い、その結果、指導教育責任者資格者証を書き換えることが適当であると認めるときは、新たな指導教育責任者資格者証を作成し、当該署長を経由して速やかに書換え申請書を提出した者に交付するものとする。

3 第16条第3項及び第4項の規定は、法第22条第6項の規定による指導教育責任者資格者証の再交付について準用する。この場合において、第16条第3項中「講習規則第7条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書」とあるのは「府令第43条第3項に規定する警備員指導教育責任者資格者証再交付申請書」と、「指導教育責任者講習修了証明書」とあるのは「指導教育責任者資格者証」と、同条第4項中「指導教育責任者講習修了証明書」とあるのは「指導教育責任者資格者証」と読み替えるものとする。

（現任指導教育責任者講習実施管理簿の作成）

第23条 許可事務指導室長は、講習規則第10条の規定による現任指導教育責任者講習（法第22条第8項に規定する警備員の指導及び教育に関する講習をいう。）の実施に係る通知をするときは、現任指導教育責任者講習通知管理簿（別記様式第16号）を作成するものとする。

第2節 検定

（検定の申請）

第24条 署長は、検定規則第9条第1項に規定する検定申請書（以下単に「検定申請書」という。）の提出を受けたときは、速やかに当該検定申請書及びその添付書類その他関係書類のそれぞれの写し（添付書類のうち同条第4項第2号に規定する写真にあっては、原本）を許可事務指導室長に送付するものとする。

2 許可事務指導室長は、前項の書類の写し等の送付を受けたときは、検定規則第10条に規定する受検票を作成し、当該署長を経由して速やかに検定申請書を提出した者に交付するものとする。

（成績証明書の交付等）

第25条 許可事務指導室長は、生活安全部長が法第23条第1項に規定する検定に合格した者を決定したときは、速やかに検定規則第11条に規定する成績証明書（以下単に「成績証明書」という。）を作成し、当該検定に合格した者に交付するものとする。

（成績証明書の書換え及び再交付）

第26条 第22条（第3項を除く。）の規定は、検定規則第12条第1項の規定による成績証明書の書換えについて準用する。この場合において、第22条第1項中「府令第43条第1項に規定する警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書」とあるのは「検定規則第12条第1項に規定する成績証明書書換え申請書」と、「指導教育責任者資格者証」とあるのは「成績証明書」と、「書換え申請書及びその添付書類」とあるのは「書換え申請書」と、同条第2項中「指導教育責任者資格者証」とあるのは「成績証明書」と読み替えるものとする。

2 第16条第3項及び第4項の規定は、検定規則第12条第2項の規定による成績証明書の再交付について準用する。この場合において、第16条第3項中「講習規則第7条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書」とあるのは「検定規則第12条第2項に規定する成績証明書再交付申請書」と、「指導教育責任者講習修了証明書」とあるのは「成績証明書」と、同条第4項中「指導教育責任者講習修了証明書」とあるのは「成績証明書」と読み替えるものとする。

(合格証明書の交付に係る調査等)

第27条 署長は、検定規則第14条第1項に規定する合格証明書交付申請書（以下単に「合格証明書交付申請書」という。）の提出を受けたときは、速やかに当該合格証明書交付申請書及び添付書類のそれぞれの写し（添付書類のうち、検定規則第14条第3項第5号に規定する写真にあつては、原本）を許可事務指導室長へ送付するものとする。

2 許可事務指導室長は、前項の書類の写しの送付を受けたときは、速やかに合格証明書交付申請調査書（別記様式第17号）により、法第23条第4項の規定による合格証明書の交付に係る調査を行うものとする。

(合格証明書の交付に係る審査等)

第28条 許可事務指導室長は、前条第2項の調査に基づき必要な審査を行い、その結果、法第23条第5項において準用する法第22条第4項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、検定規則第13条に規定する合格証明書（以下単に「合格証明書」という。）を作成し、当該合格証明書交付申請書の提出を受けた署長を経由して速やかに合格証明書交付申請書を提出した者（次条において「申請者」という。）に交付するものとする。

(合格証明書の不交付に係る上申等)

第29条 許可事務指導室長は、前条の審査の結果、法第23条第5項において準用する法第22条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該審査を行った書類に意見を付した書面を添えて、生活安全部長に合格証明書の不交付の上申をするものとする。

2 許可事務指導室長は、生活安全部長が合格証明書を交付しないこととしたときは、細則第11条に規定する合格証明書不交付通知書を作成し、当該合格証明書交付申請書の提出を受けた署長を経由して速やかに申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、署長は同項の合格証明書不交付通知書を交付するときは、受領書を徴し、許可事務指導室長に送付するものとする。

(合格証明書の書換え及び再交付)

第30条 第22条（第3項を除く。）の規定は、検定規則第15条第1項の規定による合格証明書の書換えについて準用する。この場合において、第22条第1項中「府令第43条第1項に規定する警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書」とあるのは「検定規則第15条第1項に規定する合格証明書書換え申請書」と、「指導教育責任者資格者証」とあるのは「合格証明書」と、「写し」とあるのは「写し（添付書類のうち、同条第2項に規定する写真にあつては、原本）」と、同条第2項中「指導教育責任者資格者証」とあるのは「合格証明書」と読み替えるものとする。

2 第16条第3項及び第4項の規定は、検定規則第15条第3項の規定による合格証明書の再交付について準用する。この場合において、第16条第3項中「講習規則第7条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書」とあるのは「検定規則第15条第3項に規定する合格証明書再交付申請書」と、「指導教育責任者講習修了証明書」とあるのは「合格証明書」と、「写し」とあるのは「写し及び添付書類として提出を受けた同条第4項に規定する写真」と、同条第4項中「指導教育責任者講習修了証明書」とあるのは「合格証明書」と読み替えるものとする。

第3節 検定合格者審査

(検定合格者審査の申請)

第31条 署長は、検定規則附則第10条第1項に規定する審査申請書の提出を受けたときは、検定合格者審査（警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定により公安委員会が行う審査をいう。以下同じ。）の実施年月日、場所その他必要事項を当該審査申請書を提出した者に通知するとともに、速やかに当該審査申請書及びその添付書類その他関係書類のそれぞれの写し（添付書類のうち同条第3項第1号に規定する写真にあっては、原本）を許可事務指導室長に送付するものとする。

(検定合格者審査に係る成績証明書の交付)

第32条 許可事務指導室長は、生活安全部長が検定合格者審査に合格した者を決定したときは、速やかに成績証明書を作成し、当該審査に合格した者に交付するものとする。

第5章 機械警備業

(機械警備業務の開始の届出)

第33条 署長は、府令第53条第1項に規定する機械警備業務開始届出書（以下単に「機械警備業務開始届出書」という。）の提出を受けたときは、速やかに認定等調査書により必要な調査を実施し、その結果等に基づき法第40条の規定による機械警備業務の届出に係る確認を行うものとする。

2 署長は、前項の確認を行ったときは、機械警備業務開始届出受理通知書（別記様式第19号）に、当該機械警備業務開始届出書及びその添付書類、認定等調査書その他関係書類のそれぞれの写しを添えて、許可事務指導室長に送付するものとする。

(即応体制の整備基準の例外施設の認定)

第34条 細則第14条第1項に規定する警備業務対象施設の認定（以下この条において単に「認定」という。）の申請は、原則として当該認定を受ける警備業務対象施設の所在地を管轄する署長を経由して行わせるものとする。

- 2 署長は、認定の申請を受けるときは、即応体制の特例対象施設認定申請書（別記様式第20号）及びへき地等に所在し、かつ、盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に必要な措置を講ずることができることを疎明する資料（以下この条において「疎明資料」という。）の提出を求め、当該申請する事由を確認するとともに、必要と認めるときは当該事由の確認に係る調査を実施するものとする。
- 3 署長は、前項の確認を行ったときは、即応体制の特例対象施設認定申請上申書（別記様式第21号）に、即応体制の特例対象施設認定申請書及び疎明資料、当該調査の実施結果（調査を実施した場合に限る。）その他関係書類のそれぞれの写しを添えて、許可事務指導室長を経由して本部長に認定の上申をするものとする。
- 4 許可事務指導室長は、本部長が認定したときは即応体制の特例対象施設認定通知書（別記様式第22号）を、認定しないときは即応体制の特例対象施設不認定通知書（別記様式第23号）を作成し、当該署長を経由して速やかに当該即応体制の特例対象施設認定申請書を提出した者に交付するものとする。
- 5 前項の場合において、署長は即応体制の特例対象施設不認定通知書を交付するときは、受領書を徴し、許可事務指導室長に送付するものとする。

（廃止等の届出）

第35条 署長は、府令第56条第1項に規定する都道府県内廃止届出書の提出を受けたときは、機械警備業務を行わないこととした事由を確認の上、速やかに当該都道府県内廃止届出書の写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

- 2 署長は、府令第56条第1項に規定する機械警備業務変更届出書の提出を受けたときは、速やかに認定等調査書により必要な調査を実施し、その結果等に基づき法第40条第2号又は第3号に掲げる事項の変更に係る事項を確認の上、変更届出受理通知書に、当該変更届出書及びその添付書類、認定等調査書その他関係書類のそれぞれの写しを添えて許可事務指導室長に送付するものとする。

（機械警備業務管理者講習受講申込書の受理）

第36条 署長は、講習規則第13条において準用する講習規則第4条第1項に規定する機械警備業務管理者講習受講申込書の提出を受けたときは、法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下単に「機械警備業務管理者講習」という。）の実施年月日、場所その他必要事項を当該機械警備業務管理者講習受講申込書を提出した者に通知するとともに、速やかに当該機械警備業務管理者講習受講申込書及びその添付書類その他関係書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

(機械警備業務管理者講習修了証明書の交付等)

第37条 講習規則第12条第1項に規定する機械警備業務管理者講習の課程を修了した者とは、生活安全部長が実施する講習規則第11条第2項に規定する修了審査に合格した者(次項において「合格者」という。)とするものとする。

2 許可事務指導室長は、生活安全部長が合格者を決定したときは、速やかに当該合格者の氏名を公安委員会の掲示板に公示するとともに、速やかに講習規則第12条第1項に規定する機械警備業務管理者講習修了証明書(以下単に「機械警備業務管理者講習修了証明書」という。)を作成し、当該合格者に交付するものとする。

3 第16条第3項及び第4項の規定は、講習規則第12条第2項において準用する講習規則第7条第2項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付について準用する。この場合において、第16条第3項中「講習規則第7条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書」とあるのは「講習規則第12条第2項において準用する講習規則第7条第2項に規定する機械警備業務管理者講習修了証明書再交付申請書」と、「指導教育責任者講習修了証明書」とあるのは「機械警備業務管理者講習修了証明書」と、同条第4項中「指導教育責任者講習修了証明書」とあるのは「機械警備業務管理者講習修了証明書」と読み替えるものとする。

(機械警備業務管理者講習の停止等)

第38条 第17条の規定は、機械警備業務管理者講習の停止等について準用する。この場合において、同条第2項中「指導教育責任者講習修了証明書」とあるのは「機械警備業務管理者講習修了証明書」と読み替えるものとする。

(機械警備業務管理者資格者証の交付に係る調査等)

第39条 署長は、府令第63条第1項において準用する府令第42条第1項に規定する機械警備業務管理者資格者証交付申請書(以下単に「機械警備業務管理者資格者証交付申請書」という。)の提出を受けたときは、速やかに当該機械警備業務管理者資格者証交付申請書及び添付書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長へ送付するものとする。

2 許可事務指導室長は、前項の書類の写しの送付を受けたときは、速やかに認定等調査書により法第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付に係る調査を行うものとする。

(機械警備業務管理者資格者証の交付に係る審査等)

第40条 許可事務指導室長は、前条第2項の調査に基づき必要な審査を行い、その結果、法第42条第3項において準用する法第22条第4項各号のいずれにも該当しないと認める

ときは、府令第62条に規定する機械警備業務管理者資格者証（以下単に「機械警備業務管理者資格者証」という。）を作成し、当該機械警備業務管理者資格者証交付申請書の提出を受けた署長を経由して速やかに機械警備業務管理者資格者証交付申請書を提出した者に交付するものとする。

- 2 第20条の規定は、機械警備業務管理者資格者証の不交付に係る上申等について準用する。この場合において、同条第1項中「前条」とあるのは「前項」と、「法第22条第4項各号」とあるのは「法第42条第3項において準用する法第22条第4項各号」と、同条第2項中「細則第7条」とあるのは「細則第13条において準用する細則第7条」と読み替えるものとする。

（機械警備業務管理者の兼任の承認）

第40条の2 第21条の規定は、機械警備業務管理者の兼任の承認について準用する。この場合において、同条第1項中「第39条第3項」とあるのは「第60条ただし書」と、「指導教育責任者（法第22条第1項に規定する警備員指導教育責任者）」とあるのは「機械警備業務管理者（法第42条第1項に規定する機械警備業務管理者）」と、同条第2項中「警備員指導教育責任者兼任承認申請書（別記様式第12号）」とあるのは「機械警備業務管理者兼任承認申請書（別記様式第24号）」と、「指導教育責任者」とあるのは「機械警備業務管理者」と、同条第3項中「警備員指導教育責任者兼任承認申請書」とあるのは「機械警備業務管理者兼任承認申請書」と、「警備員指導教育責任者兼任承認申請上申書（別記様式第13号）」とあるのは「機械警備業務管理者兼任承認申請上申書（別記様式第24号の2）」と、同条第4項中「警備員指導教育責任者兼任承認通知書（別記様式第14号）」とあるのは「機械警備業務管理者兼任承認通知書（別記様式第24号の3）」と、「警備員指導教育責任者兼任不承認通知書（別記様式第15号）」とあるのは「機械警備業務管理者兼任不承認通知書（別記様式第24号の4）」と、「警備員指導教育責任者兼任承認申請書」とあるのは「機械警備業務管理者兼任承認申請書」と、同条第5項中「警備員指導教育責任者兼任不承認通知書」とあるのは「機械警備業務管理者兼任不承認通知書」と読み替えるものとする。

（機械警備業務管理者資格者証の書換え等）

第41条 第22条（第3項を除く。）の規定は、府令第63条第1項において準用する府令第43条第1項の規定による機械警備業務管理者資格者証の書換えについて準用する。この場合において、第22条第1項中「府令第43条第1項に規定する警備員指導教育責任者資格者証書換え申請書」とあるのは「府令第63条第1項において準用する府令第43条第1

項に規定する機械警備業務管理者資格者証書換え申請書」と、「指導教育責任者資格者証」とあるのは「機械警備業務管理者資格者証」と、同条第2項中「指導教育責任者資格者証」とあるのは「機械警備業務管理者資格者証」と読み替えるものとする。

- 2 第16条第3項及び第4項の規定は、府令第63条第1項において準用する府令第43条第3項の規定による機械警備業務管理者資格者証の再交付について準用する。この場合において、第16条第3項中「講習規則第7条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書再交付申請書」とあるのは「府令第63条第1項において準用する府令第43条第3項に規定する機械警備業務管理者資格者証再交付申請書」と、「指導教育責任者講習修了証明書」とあるのは「機械警備業務管理者資格者証」と、同条第4項中「指導教育責任者講習修了証明書」とあるのは「機械警備業務管理者資格者証」と読み替えるものとする。

第6章 監督

(報告の徴収)

第42条 法第46条の規定による報告又は資料の提出（以下「報告・資料提出」という。）

の要求は、報告・資料の提出要求書（別記様式第25号）により行うものとする。

- 2 署長は、報告・資料提出の要求を行おうとするときは、あらかじめ警備業者名、報告を求める事項又は提出を求める資料及びその理由について、生活安全企画課長と協議するものとする。
- 3 生活安全企画課長及び署長（以下「署長等」という。）は、報告・資料提出を受けた場合において、当該提出を受けた資料に返還を要するものがあるときは、預り書（別記様式第26号）を交付するものとする。
- 4 署長等は、返還を要する資料の提出を受けたときは、可能な限り速やかに返還するものとし、当該資料の返還に当たっては、預り書と引き換えに行うものとする。

(立入検査)

第43条 法第47条第1項に規定する立入検査を行う警察職員の指定に関する事項は、別に定める。

- 2 生活安全部長は、必要があると認めるときは、署長等に立入検査の実施を指示することができる。

(指示)

第44条 署長は、法第48条に規定する指示（以下単に「指示」という。）をする必要があると認めるときは、指示処分上申書（別記様式第27号）にその必要性を疎明する資料を添えて、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。

- 2 生活安全企画課長は、生活安全部長が前項の規定による上申を受けたときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項に規定する場合を除き、速やかに聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）第20条に規定する弁明通知書を作成し、当該指示の名あて人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、当該署長を経由して行うことができる。
- 3 生活安全企画課長は、生活安全部長が指示することを決定したときは、速やかに細則第15条に規定する指示書を作成し、当該署長を経由して速やかに当該指示の名あて人に交付するものとする。この場合においては、署長は受領書を徴し、生活安全企画課長に送付するものとする。
- 4 署長は、前項の指示書を交付したときは、その後における措置状況を確認し、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

（認定の取消し等）

第45条 署長は、次に掲げるいずれかの処分を行う必要があると認めるときは、生活安全警察関係の行政処分の事務取扱いに関する訓令（昭和48年徳島県警察本部訓令第25号）第2条に規定する行政処分上申書（警備業）にその必要性を疎明する書類を添えて、生活安全企画課長を経由して本部長に上申するものとする。

- (1) 法第8条の規定による認定の取消し（以下「認定取消」という。）
- (2) 法第22条第7項の規定による指導教育責任者資格者証の返納（以下「資格者証（警備員）返納」という。）
- (3) 法第23条第5項において準用する法第22条第7項の規定による合格証明書の返納（以下「合格証明書返納」という。）
- (4) 法第42条第3項において準用する法第22条第7項の規定による機械警備業務管理者資格者証の返納（以下「資格者証（機械警備業務）返納」という。）
- (5) 法第49条の規定による営業の停止又は廃止（以下「営業の停止等」という。）

- 2 生活安全企画課長は、本部長が前項の規定による上申を受けたときは、行政手続法第13条第2項に規定する場合を除き、速やかに聴聞規則第8条に規定する聴聞通知書を作成し、当該処分の名あて人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、当該署長を経由して行うことができる。
- 3 生活安全企画課長は、公安委員会が次の各号に掲げる処分を決定をしたときは、それぞれ当該各号に定める通知書又は命令書を作成し、当該署長を経由して速やかに当該処分の名あて人に交付するものとする。この場合においては、署長は行政処分事務取扱訓令第3

条第2項に規定する請書を徴し、生活安全企画課長に送付するものとする。

- (1) 認定取消 細則第3条に規定する認定取消通知書
 - (2) 資格者証（警備員）返納 細則第8条に規定する資格者証返納命令書
 - (3) 合格証明書返納 細則第12条に規定する合格証明書返納命令書
 - (4) 資格者証（機械警備業務）返納 細則第13条において準用する細則第8条に規定する資格者証返納命令書
 - (5) 営業の停止等 生活安全警察関係の行政処分に関する規則（昭和48年徳島県公安委員会規則第12号）第3条に規定する行政処分決定通知書
- 4 署長は、当該処分が営業の停止等に係るものであるときは、その履行状況を確認し、生活安全企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。
- 5 前4項に定めるもののほか、第1項の処分に係る手続については、行政処分事務取扱訓令に定めるところによる。

（指定医の公示）

第46条 細則第17条第2項の規定により公示する内容は、医師の氏名、所属病院の名称及び所在地とする。

第7章 台帳等の整備

（受理番号簿等の整備）

第47条 許可事務指導室長は、当該所属に次の表の左欄に掲げる申請書等の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる簿冊を備え付け、各署における当該申請書等の受理状況等を管理するものとする。

申請書等	簿冊
認定申請書	認定申請受理等番号簿(別記様式第28号)
営業所設置等届出書	警備業営業所設置等届出受理簿 (別記様式第29号)
機械警備業務開始届出書	機械警備業務開始届出受理番号簿 (別記様式第30号)
指導教育責任者資格者証交付申請書	交付申請受理等番号簿(別記様式第31号)
機械警備業務管理者資格者証交付申請書	
合格証明書交付申請書	
警備員指導教育責任者兼任承認申請書	

機械警備業務管理者兼任承認申請書	
即応体制の特例対象施設認定申請書	
検定申請書	検定申請受理等番号簿(別記様式第32号)
検定規則附則第10条第1項に規定する審査申請書	
検定規則第12条第1項に規定する成績証明書書換え申請書	書換え・再交付申請受理番号簿(別記様式第33号)
検定規則第12条第2項に規定する成績証明書再交付申請書	
検定規則第15条第1項に規定する合格証明書書換え申請書	
検定規則第15条第3項に規定する合格証明書再交付申請書	
講習規則第7条第2項の規定する警備員指導教育責任者講習 修了証明書再交付申請書	
講習規則第12条第2項において準用する講習規則第7条第2 項に規定する機械警備業務管理者講習修了証明書再交付申請 書	
府令第43条第1項に規定する警備員指導教育責任者資格者 証書換え申請書	
府令第43条第3項に規定する警備員指導教育責任者資格者 証再交付申請書	
府令第63条第1項において準用する府令第43条第1項に規定 する機械警備業務管理者資格者証書換え申請書	講習申込受理番号簿(別記 様式第34号)
府令第63条第1項において準用する府令第43条第3項に規定 する機械警備業務管理者資格者証再交付申請書	
講習規則第4条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習 受講申込書	
講習規則第13条において準用する講習規則第4条第1項に規 定する機械警備業務管理者講習受講申込書	

2 署長は、当該署の生活安全課に警備業者別申請等受理番号簿(別記様式第35号)を備え付け、その管轄区域に営業所その他の施設の所在地がある警備業者に係る次に掲げる申請書等の受理状況等を管理するものとする。

- (1) 認定更新申請書
- (2) 府令第15条第1項に規定する警備業廃止届出書

- (3) 府令第17条第1項に規定する法第11条第1項変更届出書
- (4) 府令第21条第1項に規定する法第11条第3項変更届出書
- (5) 府令第21条第1項に規定する都道府県内廃止届出書
- (6) 府令第25条第1項に規定する法第12条届出書
- (7) 府令第28条第1項に規定する服装届出書
- (8) 府令第28条第1項に規定する護身用具届出書
- (9) 府令第32条第1項に規定する服装・護身用具変更届出書
- (10) 府令第56条第1項に規定する機械警備業務変更届出書
- (11) 府令第56条第1項に規定する都道府県内廃止届出書
(台帳の整備)

第48条 許可事務指導室長は、次に掲げる台帳を作成し、当該所属に備え付けるものとする。この場合において、当該台帳に記載する事項に変更等があったときは、その都度、必要な整理を行うものとする。

- (1) 警備業認定台帳（別記様式第36号）
- (2) 警備業営業所設置等届出台帳（別記様式第37号）
- (3) 機械警備業務開始届出台帳（別記様式第38号）
- (4) 講習修了証明書交付台帳（別記様式第39号）
- (5) 資格者証交付台帳（別記様式第40号）
- (6) 成績証明書交付台帳（別記様式第41号）
- (7) 合格証明書交付台帳（別記様式第42号）
- (8) 現任指導教育責任者講習実施台帳（別記様式第43号）

2 許可事務指導室長は、前項第1号から第3号までの台帳（以下「認定台帳等」という。）を作成した場合（前項後段の規定により当該台帳の記載事項を変更等した場合を含む。）であって、必要と認めるときは、当該台帳に記載する営業所その他施設の所在地を管轄する署長にその写しの全部又は一部を送付するものとする。

3 前項の規定により認定台帳等の写しを受けた署長は、当該署における認定台帳等として、これを管理するものとする。この場合において、当該認定台帳等に記載する事項に変更等があったときは、その都度、必要な整理を行うものとする。

（電磁的方法による記録）

第49条 前条の規定による台帳の備付けは、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるときは、当該記録をもって当該

備付けに代えることができる。

- 2 前項の規定による記録をする場合には、当該記録の複製の作成を定期的に、かつ、可能な限り頻繁に行い、当該複製された記録は、適切な保存方法、保存期間等を定め、原本となる記録と異なる場所に保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の警備業法の事務取扱いに関する訓令の規定による受理番号簿及び台帳は、この訓令による改正後の警備業法の事務取扱いに関する訓令の相当規定による受理番号簿及び台帳とみなす。
- 3 検定規則附則第11条の規定によりなお従前の例によることとされる検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条の規定による合格証の書換え及び再交付については、改正前の警備業法の手続取扱いに関する訓令第9条の6の規定は、なおその効力を有する。

(徳島県警察事務専決規程の一部改正)

- 4 徳島県警察事務専決規程（昭和46年徳島県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成23年11月25日本部訓令第24号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の警備業法の手続取扱いに関する訓令の様式に相当する改正前の警備業法の手続取扱いに関する訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成24年7月5日本部訓令第14号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成30年3月30日本部訓令第13号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月8日本部訓令第7号）

この訓令は、平成31年2月8日から施行する。

附 則（令和元年12月12日本部訓令第14号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年12月24日本部訓令第29号）

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日本部訓令第31号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際に現にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の訓令の規定に基づいて提出された書面とみなす。

3 この訓令による改正前の訓令に規定する様式による書面については、この訓令による改正後の訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令の施行の際に現にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の訓令の規定に基づいて提出された書面とみなす。

3 この訓令による改正前の訓令に規定する様式による書面については、この訓令による改正後の訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

附 則（令和6年3月28日本部訓令第19号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令、古物営業法の事務取扱いに関する訓令、質

屋営業法の事務取扱いに関する訓令、警備業法の手務取扱いに関する訓令、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の手務取扱いに関する訓令及び探偵業の業務の適正化に関する法律の手務取扱いに関する訓令(以下「旧訓令」という。)の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令、古物営業法の手務取扱いに関する訓令、質屋営業法の手務取扱いに関する訓令、警備業法の手務取扱いに関する訓令、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の手務取扱いに関する訓令及び探偵業の業務の適正化に関する法律の手務取扱いに関する訓令(以下「新訓令」という。)の規定に基づいて提出された書面とみなす。

- 3 この訓令の施行の際現に旧訓令の規定により作成された台帳は、新訓令の規定に基づき作成されたものとみなす。
- 4 旧訓令に基づく様式は、改正後、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年8月20日本部訓令第28号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年8月20日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の生活安全警察関係の行政処分の手務取扱いに関する訓令、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令及び警備業法の手務取扱いに関する訓令(以下「旧訓令」と総称する。)の規定に基づいて作成されている書面は、改正後の生活安全警察関係の行政処分の手務取扱いに関する訓令、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令及び警備業法の手務取扱いに関する訓令の規定に基づいて作成された書面とみなす。
- 3 旧訓令に基づく様式は、改正後、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和7年3月25日本部訓令第15号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月26日本部訓令第23号)

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

※別記様式省略